

翻 訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(45)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (45)

フランス近代法研究会

Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

III

封建法とローマ法の二つの法体系が少しずつ削ぎ落とされた後に、慣習法が残った。革命家たちは、慣習法を相続法の基礎に据えたのだが、彼らは、自分たちの自由の何一つをも手放しはしなかった。彼らは、それを修正し、単純化し、あるいは誇張し、何世紀にもわたって受けたローマ法や封建法のさまざまな影響を取り除いて、彼らの理想に従って慣習法を改変した。彼らは、それまでのいかなる法制度の奴隷となるつもりもなかった。革命の原理と時代に必要とされたものとその熱情により、彼らは突き動かされるままに先に進んだ。

I すべての新しい相続法は、次のような啓蒙哲学の理論に由来している。すなわち、所有権は、社会が作り出したものである。したがって、国家は、望むがままに所有権の移転を統制する権限を持つが、一方、個人は公然と所有権の内容を変更することができない。すでに慣習法は、法律のみが相続人の資格を与えることができるという法原理に基づいていた。革命家は、この一般原則に心酔し、これに所有権の起源についても啓蒙哲学の学説により、著しく拡大した。彼らの相続法では、慣習法よりいっそう、家族の中に財産を残し、また法定相続人を保護することに成功している。この相続法は、究極の家族法なのであった。

まず、自らの財産を死後に向けて処分する権限は、ほとんど完全に禁止された。理想は、その権限を完全に廃止することである。しかし、原則は時として若干譲歩しなければならぬこともある。すなわち、法律実務は、絶対的なものを受け入れるのは困難である¹。結

¹ カンバセレス (Cambacérès)。第1草案に関する報告：「この規範は、彼らの相続人に一部を譲渡する権限は家族の長にはないというほど絶対的なものであろうか。委員会は全く考えていなかった；すなわち、このような義務づけは、過度に我々の慣習を傷つけるものでしかなく、社会にとって何の利点もなく、道徳的にも何の利益もない。」(原書 226 頁 2)

果として、卑属がいれば財産の10分の1を、傍系がいれば6分の1までを処分することができることとされた²。財産は、個人よりはむしろ家族に、すなわちすべての親族に帰属している。どれほど遠く離れた親族であっても、そうである。個人は、使用、収益、処分の絶対的権限を伴いつつも、(死後の処分に関しては)6分の1、あるいは10分の1しか、その権限を持ってはいない。そしてまた、彼らの相続人間で「聖なる平等」を破壊するためにその処分可能な割合を利用することはできない³。したがって、もし彼が相続人に残さない場合には、財産を必然的に他人に与える方がよいことになり、富は常に分散されることになる。

国民公会の議員たちは、個人の意思を、法律が体现する一般意思に従わせた。個人意思は、誤りがあり、移ろいやすく、情に流されやすい。だから、彼らは個人意思を信用しない。この点、一般意思は、適法であるのはもちろん、「常に平等かつ公正」であって、革命の全体的成果に貢献している⁴。彼らは、原始社会の法、ソロン以前のギリシャの立法、古ゲルマン法へと回帰しているように思われる。ギリシャおよび古ゲルマンの立法は、両方とも遺言というものを知らず、知っているのは強制規範だけであり、その規範は、人間の意思が働く余地を全く残さなかった⁵。彼らが、長きにわたる法発展の所産をあっさりと廃止し、相続法の起源にまで立ち戻ったのは、考古学者的な情熱ではなく、啓蒙哲学的な精神と何より政策的な必要によるものであった。

したがって、個人は、もはや「自分の死後に(遺言で)命じる」ことはできなくなった。しかし、自らの存命中、生存者間の贈与により、将来を拘束するおそれはなかったのだろうか。確かに、個人は、自己の財産を売却したり、交換したりする権利を有しているが、無償譲与により、その財産の一部をその親族から取り上げてしまうことがあるので、これを阻止する必要があった。おそらくは、贈与をする個人の権能は、自己の財産の10分の1または6分の1にまで減縮される。ただし、10分の1または6分の1の分量が、さらにそ

² Premier Projet de Code civil, liv. II, tit. III, art. 26—Décret 5 brumaire an II, art. 11.—Décret 17 nivôse an II, art. 16.

³ Projet de Code, liv. II, tit. III, art. 24. Décret 5 mars 1793, *Duvergier*, V, 229 ; —Décret 7 = 11 mars, id., 232 ; —Décret 17 nivôse an II, art. 16, 何人かのメンバーが1793年3月に要求したので、傍系血族にその規定を拡大した。

⁴ Berlier, *Moniteur*, XIX, 697. 「常に平等かつ公正な法律の意思が、その財産の配分のたびごとに、勝手気ままに不道徳な人間の意思に取って代わった。」

⁵ 原始社会では、トロンシェが言うには、遺言は認められなかった(1791年4月4日の審議、*A.P.*, XXIV, 566)。トロンシェは、原始社会に倣うことを望まなかった。「法律を自己のものにしようとする立法者、人民は、実際に行われたことよりも、むしろそうする方が一層道理に適ったことを考慮すべきである。」彼の念頭には、古法のことがあった。Berlier, *Rapport sur l'exécution de la loi du 5 brumaire*, ADXVIII c. t. 326. 「ソロンの諸法律は、傍系への財産処分を認めながら、直系への処分を禁じていた。」(以上、原書227頁1・2・3・4)

の家族に復帰する方がよいと考えられたので、立法者は、その（贈与の）権利を個人に行わせないようにするための一連の方法を考案することにした。

まず第一に、慣習法にならい、贈与はすべて、例外なく取り消すことができない⁶。もはや、財産に関する不確定さはない。贈与者は、直ちにかつ永遠に、手離さねばならない。そのことは、贈与者に熟慮を促さないはずはない。第二に、贈与契約は、厳格な形式に従わなければならない。すなわち、贈与契約には、いかなる不能条件、法律および良俗に反する条件（不法条件）、贈与者の意思に依存した条件（随意条件）、受贈者の市民的および政治的自由を妨げる条件を含んではならない。そして、その契約書は、公証人に寄託され⁷、贈与目的物の評価額を常に明示し、贈与者の住所や不動産の所在地に代わり、公共の場において、公証人により、掲示して公けにされなければならない⁸。

最後に、そしてとりわけ、立法者は、贈与者と受贈者が、贈与し、受贈することができる上限を定めた。また、以下のことは当然のこととされた。自分の財産の十分の一または六分の一以上は、決して処分することはできず、この割合は、どの相続人も、相続分を増加させることはない。また、夫婦間の贈与も法律で定められたささやかな用益権以上には、いかなる贈与もなされてはならない。しかし、さらに、自由処分可能分を家族に残さない場合でもそれは細分化されなければならない。新たな富める者を創り出さないように、用心せねばならないからである。1793年の民法典草案では、立法委員会の国民公会議員たちは、贈与・遺贈の最高限度を、小麦1,000キントルの収入額に定め、共和暦2年雪月17日のデクレでは、貨幣で10,000リーブルとした⁹。そして、もし受贈者がすでに制限額と等価の財産を所有していれば、それ以上の贈与を受けることはできない。なぜなら、彼の財産はそれで充分であり、贈与によってそれ以上増加させるべきではない。富める者の富を増大させることは無用であり、また危険でもある。「ほぼ常に貪欲で利己主義者である」こういった「寄生した存在」、彼らは「社会と人類と自然」が、彼らに課している義務をおろそかにしているのだから、彼らを罰するためには次のようなことを定めねばならない。養子を持たず、老齢の親族あるいは貧窮の老人を扶養していないかぎり、小麦50キントルの価格以上の収入のある21歳以上の独身者に対しては一切の贈与を禁止した¹⁰。共和暦2年雪

⁶ *Projet de Code*, liv. II, titre III, art. 37:「いかなる贈与契約も、事後出生、忘恩、教唆、詐取その他の理由で、取り消すことはできない。」

⁷ *Décrets* 5=12 septembre 1791; — 5 brumaire an II, art. 1^{er}; — 17 nivôse an II, art. 12.

⁸ *Projet de Code*, liv. II, titre III, art. 32 et 33. (以上原書228頁1・2・3)

⁹ *Projet de Code*, liv. tit. III, § 3, art. 24.—*Décret* 17 nivôse an II, art. 34.—Hentz, *Exposé des motifs sur les donations* (ADxv III c., t. 326). エンツの立法説明によれば、その後共和主義者の厳格さによって、収入額の上限を小麦500キントルの価格まで減ずることになるであろう。

¹⁰ 原注(9)に引用。またエンツの立法説明によれば、「社会の恩恵の一部から彼らを引き離すとしても、こ

月17日のデクレではあまりに厳格すぎるこの条文は再度取り上げられなかったが、これはもっともなことである。

遺言をする権利あるいは贈与する権利を極端に厳しく制限し、家族の直接的な関心事と社会の最大限の効用に資するためにあらゆる禁止を積み重ねること、これが革命家達が考えた制度である。

II 家族は、このように保護されるが、その構成員間の財産移転は、どのように規律すればよいのであろうか。

まず、遺産は、ただひと塊の財産に過ぎない。革命家たちは、財産の性質も由来も考慮しない。もはや動産も後得財産も特有財産もない¹¹。(物の区分に関する)慣習法の複雑さに代わって、ローマ法の単純さが立法化に適しており、濫訴を制限するものとなる。

つぎに、相続財産の帰属においては法律によって定められた順位がある。その順位は、被相続人の推定された意思ではなく、自然法の求めるもの、立法政策、家庭の平穏に基づいている¹²。

さて、自然法が求めるものは、子どもたちこそが、その父母の全財産を受け取るべきだということである。自然法、家族の関心、社会の関心、すべてが子どもたちの間の絶対的平等を命じている。この平等は、個人の意思が全く働く余地のない3つの方法によって維持され、強化される。第1に、相続人のひとりをして他の相続人を犠牲にして優遇することを厳禁すること。最も純粋な慣習法上の伝統¹³に従えば、一生を通して子どもたちを結合させる兄弟愛の絆を保ち続けるため、「法は、同一の相続において彼らが全く同等に分け合うことを求めている」¹⁴。第2に、ローマ法や多数の慣習法に反し、生前贈与を受けた相続人が、贈与者の相続を放棄するときでも、贈与の(相続財産への)持戻しをさせること¹⁵。彼は、自らが受けた贈与をそのまま保持することはできないだろう。というのも、贈与・遺贈が兄弟姉妹各自の相続分を超えれば、厳格な平等がたちまち崩れてしまうからである。最後

れは正当なことである。なぜなら、彼らは社会において、最も名誉でありまた有益でもある役割から身を遠ざけているのだから。養子縁組に関する法律は、もはや逃げ口実を許さない。そして、生活に必要な物を持っている場合には、彼らに贈与することが禁じられるとしても、彼らに不平は許されない。」

¹¹ Décret 17 nivôse an II, art. 62. (以上原書 229 頁 1・2・3)

¹² Garran, *Exposé des motifs sur les successions*, ADx viii c., t.326 「政治的関心は、いわば、この遺産承継の方式と自然法を合致させることにあった。」—カンパセレスの民法典第2草案に関する報告。「我々の相続法典は、我々の立法政策と一致している。それは、自然法の求める土台の上に基礎付けられている。血縁関係は、自然法の原理なのである。」

¹³ パリ慣習法 303 条を参照。オルレアン慣習法 273 条、とりわけ完全な平等を定めた慣習法として、トゥレーヌ、メーヌ等。

¹⁴ 民法典草案第2編第3章第3款、24条。1793年3月7=11日のデクレ。

¹⁵ 民法典草案第2編第3章、94条。共和暦2年雪月17日のデクレ、9条。

に、これが公平を図る第3の方法だが、法的擬制としての代襲相続がある。それは、死亡した被代襲者に代わって代襲者に相続させ、革命家たちが際限なく直系血族の中で認めようとしたものである¹⁶。ほかにも、認知された婚外子は、姦通や近親相姦による子でない限り、嫡出子と同じ相続権を有するものとされた¹⁷。すべての規定は、絶対的平等を確保し、できるだけ富を分割し、アリストクラシーを破滅させ、デモクラシーを維持強化することを目的としていたのである。

卑属の次の相続順位は、尊属および傍系親族である。しかし、自然法によって導かれ、すべての立法によって定められたこの一般的な順位により、革命家たちは、更に土地を細分化するよう、またその土地をより生産性の高いものとするを旨とした大革命を思い描いていた。立法委員会は、伝統的な法に修正を加えようと努めた。1793年7月8日に委員会で、デュラン・マイヤヌが読み上げた民法典草案においては、卑属のあとに尊属、次いで兄弟姉妹の相続順位について言及された。さらに、最も近い親等の親族は、次の親等の親族を排除してはならない。第三親等および第四親等の親族はすべて男女を問わず同じ権利を持ち、第三親等は3分の2、第四親等は残りの3分の1とする。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J.ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一九八九年）、*Grand Dictionnaire universel du XIX e siècle. Petit Robert II Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.*

を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

代表 加瀬幸喜（大東文化大学法学部教授）
今村与一（横浜国立大学大学院教授）
貴田 晃（大東文化大学法学部元教授）
白石裕子（大東文化大学法学部元教授）
森田悦史（国士舘大学法学部教授）

¹⁶ 民法典草案第2編第3章、62条。（以上原書230頁1・2・3・4・5）

¹⁷ 婚外子に関しては、liv. II ,chap. IV ,sect.3. 参照。（原書231頁1）